

平成 2 1 年度  
米関連政策の概算要求及び  
金融・税制要望の概要

平成 2 0 年 9 月

農林水産省



- 目 次 -

1. 国内における食料供給力の強化～食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援～	1
(1) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策	2
(2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備	4
(参考1) 新規需要米(米粉・飼料用米等)の支援措置について(平成21年度概算要求)	5
(参考2) 生産に対する支援(平成21年度概算要求)	6
(参考3) 生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が行う機械・施設の整備等に対する支援 (平成21年度概算要求)	7
(参考4) 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援(日本政策金融公庫資金)	8
(参考5) 加工事業者等が行う施設等の整備に対する支援(平成21年度税制改正要望)	9

# 国内における食料供給力の強化 ~ 食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援 ~

## 水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 3,025億円

### 水田等有効活用自給力強化向上対策 2,233億円

#### 水田等有効活用促進対策 526億円

##### ポイント

食料自給率・自給力向上に資する作物の生産拡大を後押し！  
生産調整の拡大に円滑に対応！  
米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

転作の拡大など、新たに自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

〔水田等有効活用促進交付金 40,419百万円〕  
〔生産条件不利補正交付金のうち成績払 1,146百万円〕  
〔水田等有効活用促進指導費交付金 1,482百万円〕

- ・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成  
米粉・飼料用米等 : 5万円 / 10a  
麦、大豆、飼料作物 : 3.5万円 / 10a (配分総額の範囲内で地域で単価調整可)  
(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5万円 / 10a(助成期間: 3年、1年))

- ・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)  
上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定

(参考) 経営所得安定対策助成水準  
固定払 小麦: 2.7万円 / 10a、大豆: 2.0万円 / 10a (助成平均水準)  
成績払 小麦: 2,110円 / 60kg (1等Aランク)、大豆: 3,168円 / 60kg (1等)

生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

〔強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515百万円〕  
〔農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業) 4,030百万円〕

#### 産地確立交付金 1,477億円

##### ポイント

既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給率・自給力向上の効果が高まるよう見直し！

産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう改善

- ・調整水田等不作付地を助成対象から除外することを検討する等、自給率・自給力向上の観点から使途を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

#### 耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 230億円

##### ポイント

緊急的に耕作放棄地を解消するため総合的・包括的に支援！

耕作放棄地の再生利用のための活動等に取り組む主体に対して交付金を交付

- 再生利用活動  
・障害物除去、深耕等  
荒廃の程度に応じ3万円 / 10a又は5万円 / 10a (取組初年度のみ)
  - ・土壌改良等  
2.5万円 / 10a (営農開始までの間で最大2年間)
- 施設等補完整備(用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等)  
営農定着活動(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)
- ・資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等  
2.5万円 / 10a (営農開始以降の最大2年間)

### その他関連対策 792億円

#### 飼料自給率向上対策 128億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

〔酪農飼料基盤拡大推進事業 7,062百万円〕  
〔地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300百万円〕  
〔耕畜連携水田活用対策事業 5,404百万円〕

#### 国産野菜・果実等の利用拡大対策 80億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

〔国産原材料供給力強化対策 8,025百万円〕

#### 米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稲種子の安定供給 2億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援

〔低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発  
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発) 134百万円〕  
〔多収性稲種子の安定供給支援事業 58百万円〕

#### 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 48億円

国産食料品等の購入へポイントを付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

〔食料自給率戦略広報推進事業 1,700百万円〕  
〔国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300百万円〕  
〔食品産業表示推進事業 16百万円〕  
〔食品廃棄物発生抑制推進事業 48百万円〕  
〔フードバンク活動実態調査事業 27百万円〕  
〔にっぽん食育推進事業 2,688百万円〕

#### 面的集積・水田汎用化関連基盤整備 534億円

担い手への面的集積を図りつつ耕地利用率を向上させるための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

〔農地有効活用緊急基盤整備事業 2,000百万円〕  
〔農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農地有効活用緊急支援) 100百万円〕  
〔農地集積加速化基盤整備事業 22,000百万円〕  
〔国営農地再編整備事業 13,685百万円〕  
〔地域水田農業支援排水対策特別事業 2,783百万円〕  
〔畜産担い手育成総合整備事業 12,871百万円〕

## (1) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策

- 【水田等有効活用自給力強化向上対策 223, 260(147, 669)百万円】  
【農地有効活用緊急基盤整備事業(公共) 2, 000(0)百万円】  
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 100(0)百万円】

### 対策のポイント

水田等を有効活用し、米粉・飼料用米、麦、大豆等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。

基盤整備を契機とした新規需要米作付や二毛作の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

### (食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給率・自給力の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

### 政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

### <内容>

#### 1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

別紙

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物(米粉・飼料用米、麦、大豆等)の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金 40, 419(0)百万円】

【生産条件不利補正交付金(成績払)のうち生産拡大分(特会) 1, 146(0)百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 1, 482(0)百万円】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5, 515(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業) 4, 030(0)百万円】

## 2. 地域の特色ある水田農業の展開

別紙

現行の産地づくり交付金について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるように所要の見直しを行います。

【産地確立交付金 147, 669(147, 669)百万円】

## 水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【200,260(147,669)百万円】

## 対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

## &lt;内容&gt;

## 1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

## (1) 水田・畑への米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付支援

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

米粉・飼料用米等 → 5万円/10a

麦、大豆、飼料作物 → 3.5万円/10a（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）

（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a（助成期間3年、1年））

・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）

上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準

固定払 小麦：2.7万円/10a、大豆：2.0万円/10a（助成平均水準）

成績払 小麦：2,110円/60kg（1等Aランク）、大豆：3,168円/60kg（1等）

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1,146(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金 1,482(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

## (2) 戦略作物の生産性向上への支援

食料自給率・自給力向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：農業者団体等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）

4,030(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

## 2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地の助成対象からの除外を検討する等の使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金 147,669(147,669)百万円

補助率：定額（1/2等）

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

## (2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策 44,680(54)百万円】

### 対策のポイント

新規需要米(米粉・飼料用米等)について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

### (新規需要米)

世界的に穀物需給がひっ迫し、小麦やとうもろこしの価格が高騰している一方、国内では主食用米の需要が年々減少しています。

こうした中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米(新規需要米)の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

### 政策目標

水田をフル活用し、新規需要米(米粉・飼料用米等)の生産規模を拡大

### <内容>

#### 1. 米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)  
4,030(0)百万円  
補助率:定額(1/2等)  
事業実施主体:民間団体等

#### 2. 米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給率・自給力の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円  
補助率:定額  
事業実施主体:都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

#### 3. 多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円  
補助率:定額  
事業実施主体:民間団体

#### 4. 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

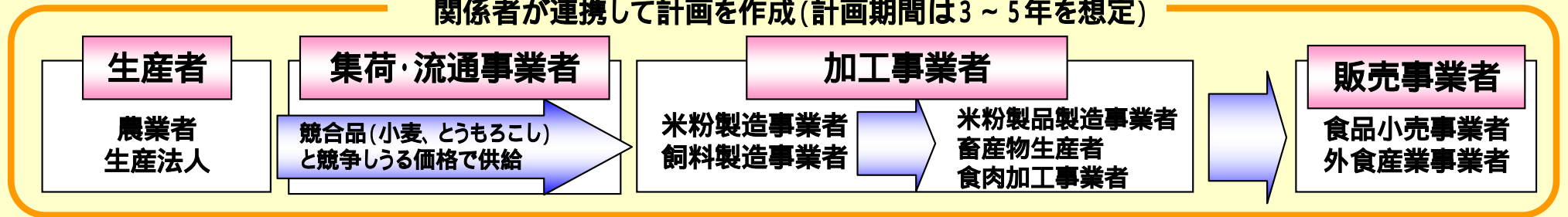
加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発  
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発) 134(14)百万円  
事業実施主体:民間団体等

# (参考1) 新規需要米(米粉・飼料用米等)の支援措置について(平成21年度概算要求)

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)



## 支援措置

### 生産者に対する支援 (6ページ上段)

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

#### 【交付要件】

- 実需者との播種前契約等があること
- 低コスト生産を行うこと
- 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5万円 / 10a

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

### 都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援 (6ページ下段)

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

### 生産者、集荷・流通事業者、加工事業者、販売事業者が整備する機械・施設等に対する支援 (7ページ)

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

#### 【施設整備等の支援(補助率:1/2)】

- 農業生産機械の導入
- 加工施設の整備
- 集出荷施設の整備 等

#### 【市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額)】

### 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施



## (参考2) 生産に対する支援(平成21年度概算要求)

### 水田等有効活用促進交付金

#### 【支援の内容】

次の交付要件を満たす米粉・飼料用米等の生産者に対し、毎年5万円/10a(全国统一単価)を助成

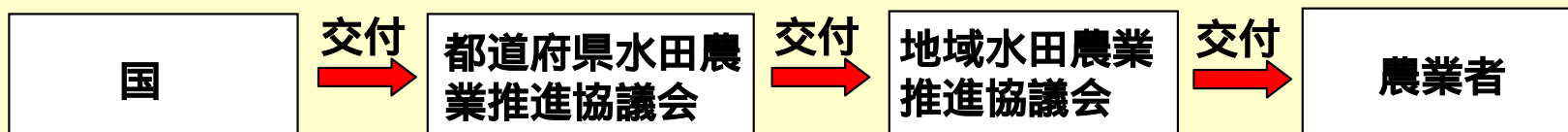
#### 【交付要件】

生産者と、流通・加工・販売の実需者が結びついた播種前契約等があること  
低コスト生産(直播栽培、多収性稲種子の導入、機械の効率的利用等)を行うこと  
捨て作りを行わないこと

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

【要求額】 404億円の一部(水田等有効活用促進交付金は、麦、大豆、飼料作物に対しても支援)

#### 【交付金の流れ】



### 多収性稲種子の安定供給支援事業

#### 【支援の内容】

- ・ 多収性稲種子の安定生産のための技術指導
- ・ 多収性稲種子の需給調整のための支援 等

#### 【実施主体】

都道府県の種苗関係団体等

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

【要求額】 58百万円

## (参考3) 生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が行う機械・施設の整備等に対する支援 (平成21年度概算要求)

### 新規需要米生産製造連携関連施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

#### 【交付要件】

都道府県又は市町村が活性化計画を作成した地域(複数県域にまたがる場合も可)において、生産・流通・加工・販売の各関係者が連携して計画(連携計画)を作成すること

#### 【支援の内容】

**施設整備等の支援(補助率: 1 / 2)**

農業生産機械の導入、 加工施設の整備、 集出荷施設の整備 等

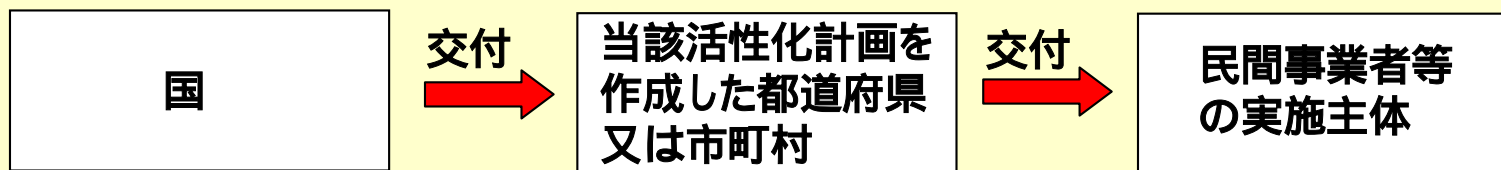
**市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率: 定額)**

【実施主体】 民間事業者、農協等(連携計画が複数県域にまたがる場合、民間事業者を公募により選定)

【実施期間】 平成21年度～

【要求額】 40億円

#### 【交付金の流れ】



## (参考4) 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援 (日本政策金融公庫資金)

### 食品安定供給施設整備資金の貸付条件の改定要求

#### 【貸付対象】

生産・流通・加工・販売の各関係者が連携して作成する計画(連携計画)に基づいて整備する施設等  
加工施設  
集出荷施設  
、 に関連して必要となる費用(立ち上がり支援)  
研究開発に必要な施設

#### 【償還期限】

15年 (うち据置期間 3年)

#### 【融資率】

現行 20～50% **80%**

#### 【貸付利率】

現行1.80～2.15% **1.65%** ( **中小特利** / 20年8月20日現在)

立ち上がり支援(製造費用等施設の整備に関連して立ち上がり時に必要となる運転資金)は、  
現行どおり2.25%(20年8月20日現在)

## (参考5) 加工事業者等が行う施設等の整備に対する支援 (平成21年度税制改正要望)

### 新規需要米の需要拡大を促進するための施設等に対する税制の特例措置

#### 【特例措置の対象】

生産・流通・加工・販売の各関係者が連携して作成する計画(連携計画)に基づいて取得する施設等  
 加工施設 等  
 集出荷施設 等

#### 【特例措置の内容】

新規需要米の需要拡大を促進するための施設等を取得した場合に所得税・法人税の特例措置(取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除(税額控除は、個人又は中小企業者等に限る))を選択)

#### 【減税の効果】(試算)

施設の取得価額	特別償却率	税率(注)	減税額
500	30%	30%	45
1,000	30%	30%	90

施設の取得価額	税額控除率	減税額
500	7%	35
1,000	7%	70

(注)税率は、普通法人・中小法人の法人税率。

#### (参考) 特別償却と税額控除の比較

特例措置	概要	効果
特別償却	固定資産を取得した事業年度に限り、取得価額に一定率(30%)を上乗せして償却(減価償却の前倒し)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上乗せして償却した分、費用として損金計上できるので、1年目の納税額を軽減することができる(2年目以降の償却額が減少するので、納税総額は不変)。</li> <li>・設備投資直後のキャッシュフローの改善に役立つ。</li> <li>・初期の償却額が増加するため、投資資金の回収期間が短縮され、次の新規投資へのインセンティブを与えることができる。</li> </ul>
税額控除	算出税額から投資額の一定割合(7%)を控除。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益に対する税負担の一部を直接控除することができ、その分だけ自己資金が多く蓄積され再投資等に充てることができる。</li> </ul>

